

第6章 その他地方拠点都市地域の整備に関する必要な事項

1. 地域振興に関する計画等との調和

本基本計画は、第五次全国総合開発計画、北陸地方開発促進計画や富山県の新しい総合計画（「世界に羽ばたく『元気とやま』創造計画（仮称）」）との整合を図るとともに、国・県の計画に基づき道路、河川・海岸、ダム・砂防、住宅、下水道、港湾、鉄道等公共施設の整備を進める。

また、新川地区広域市町村圏計画などの広域的な地域整備に関する計画、構成市町の総合計画及び都市計画等との整合をとり、地域の連携を図りながら推進する。

2. 環境の保全

本基本計画の推進にあたっては、動植物の生態系や新川らしさを構成する自然景観等の保全・復元及び生活・産業排水等による水質汚濁の防止、地下水の保全・かん養に配慮し、自然環境と共生する都市機能と生活環境の整備に努める。

また、廃棄物については、ごみの減量化、再資源化対策等、住民に対する啓蒙活動に取り組むとともに、関連する制度の適切な運用に努める。さらに、地球にやさしいライフスタイルや企業活動の実現に向けて、地球環境を守る思想の啓発や調査研究の充実に努める。

3. 地価の安定

本地域内の地価は、全般的には安定して推移しているが、北陸新幹線の整備や拠点地区等の開発が見込まれ、土地の投機的取引や地価高騰の恐れもあることから、国土利用計画法に基づく届出制度等の適切な運用を用いるとともに、県及び構成市町との連携のもとにこれらの監視に努め、土地取引や地価の監視を行いながら地価の安定に努める。

4. 適正かつ合理的な土地利用

本基本計画を推進し、新川地域を「職・住・遊・学」の総合的なバランスのとれた地方拠点都市地域にふさわしい地域とするため、地域の自然的、社会的、経済的諸条件に配慮して適正かつ合理的な土地利用を進める。そのため、国土利用計画法、その他関連する土地利用関係法令や富山県土地対策要綱の適切な運用を図り、計画的な土地利用の推進に努める。

5. 企業誘致の推進

新川地域には、良質で豊富な水、安価で安定した電力等の資源が培われているとともに、製造業を中心とした世界を代表する企業が立地しており、今後、地域全体が活性化するような企業誘致を推進することにより、一層の産業集積を図る。

6. 国土の保全、災害の防止等

新川地域では、急流荒廃河川が多く、地すべり対策の必要な山地、富山湾特有の寄り回り波などの影響を受ける海岸を有することから、洪水、山崩れ、土砂流出、海岸浸食等の災害を未然に防止又は被害を最小限に止め、住民の安全を守る必要がある。

そのため、河川改修、ダム、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、雪崩対策等の治山・治水事業や海岸保全事業を推進し、自然災害の防止と国土の保全に努めるとともに、水資源や森林資源の確保と有効利用に十分配慮する。

さらに、市街地部における建築物の耐震、防火対策に努め、都市防災施設の充実を図り、ハザードマップ等の作成により災害に強いまちづくりを行う。

7. 電気通信の高度化の促進

新川広域圏テレトピア計画に基づき整備したケーブルテレビ網等の高度情報通信基盤を活用した行政福祉の向上、地域産業の高度化を推進する。

8. 農山漁村の整備の促進等に関する配慮

農山漁村部では、集落排水施設等の生活基盤施設や農林業基盤整備、漁港改修等の生産基盤施設の整備を推進し、付加価値の高い農林水産物の生産・供給基地とする。また、農林漁業関連の研究・研修機能の整備等により、技術開発、生産性の向上とともに、環境保全、自然との共生を図る農林漁業を振興する。さらに、土地または水利用の調和等に努め、農林漁業の健全な発展との調和を図る。

一方、生産活動を通じた国土、自然環境の保全やグリーンツーリズム等農山漁村資源を活用した都市住民との交流、活動空間の提供等、農林漁業の持つ多面的、公益的機能を一層維持推進させ、農林漁業者が生きがいと誇りを持てる、より魅力ある農山漁村の実現に努める。

9. 地域産業の健全な発展との調和

定住を促進し、地域の活性化を図るためにには、就業の場の量的拡大に努めるとともに、

企業の技術力向上をはじめとする産業の質的強化・高度化を推進する必要がある。そのため、市街地再開発、土地区画整理事業等のハード面での整備はもとより、情報サービス業やベンチャー企業等の都市型産業を支援する対策もあわせて実施し、地域産業を主導する新たな産業の育成を図り、地域に根付いた発展の基盤づくりを促進する。

また、地場産業については、これまで培われた集積と力を最大限に活用し、技術革新や消費者ニーズへの的確な対応などによる健全な発展を図る。さらに、リーディング産業である観光産業の振興による経済波及効果をもたらすためにも本地域が有する自然資源（山岳・海・温泉等）、景観、歴史遺産等を活かした観光を進展させ、観光に関わる多種多様な産業の振興に結びつけ観光レクリエーション場として多角的に活用し、交流人口の拡大に努める。

また、交流人口増から移住、定住を促進する中で、労働力など産業基盤の強化を図る。

10. 地方拠点都市地域の周辺地域の振興に関する配慮

本基本計画では、本地域の整備による高次都市機能の都市的サービスの提供等の効果を周辺地域に適切にもたらし、地域の振興を図るための配慮が必要である。

特に、周辺市町村との連携・交流を活発化するため、骨格となる交通・情報通信ネットワークの形成や交流事業等を推進し、都市機能の増進や質の高い生活環境の形成に努める。また、県内他地域との密接な連携、役割分担のもとに、富山県全体が一体的に健全な発展をするようなシステムづくりに努める。さらに、隣接する新潟県、長野県などの市町村の振興にも寄与するよう配慮する。

11. 推進体制

本基本計画に定める各事業を円滑・効果的に推進するため、住民の意向の的確な反映に努めるとともに、構成市町及び広域圏事務組合間の連帶をより一層密にし、地方拠点都市地域が一体となって、整合性のとれた事業を実施する。特に「新川広域圏事務組合」を事業推進のため組織とし、本計画の円滑な推進に努める。

また、事業には、市町や広域圏事務組合の単独事業だけでなく、国や県が一事業主体となった計画、周辺市町村などと一体となった計画、さらに民間が実施する計画も含まれているため、関係機関や周辺市町村、その他の事業者との連携も十分に図る。